

役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人溢愛館(以下、「この法人」という。)の定款第8条および第22条の規定に基づき、役員等の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 職員兼務役員とは、常勤役員のうち、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
- 5 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 6 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として、この法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

- 第3条 役員等の報酬額は、理事、監事それぞれについて、法人業績および世間水準、職員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。
- 2 職員兼務役員の報酬額は、別表1の範囲内で職員給与規則に基づき、その他の報酬は支給しないものとする。
 - 3 非常勤役員の報酬額は、勤務が行われた都度、別表2に定める額を支給する。ただし、各年度30万円を限度とする。

(報酬の形態と体系)

第4条 役員等報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、旅費支給規則に基づいて旅費を支給することができる。

(支払日)

第6条 役員等の報酬は、職員給与規則に準じて支給する。

(控除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料および前払金・貸付金の弁済分などとする。ただし、常勤役員については職員給与規則及び労使協定に基づき、この限りではない。

(賞与)

第8条 職員兼務役員に対しては、別表1の範囲内で職員給与規則に基づいた額を支給することができる。

(退職慰労金)

第9条

役員等に対する退職慰労金は、別表3に基づき支給することができる。なお、役職が替わる役員等については、その任期に時間的な途切れがない場合は通算した期間を支給対象とする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 (2017年6月17日評議員会 議案第5号)

この規程は、2017(平成29)年6月17日より施行する。

(2022年6月11日評議員会 議案第2号)

この規程は、2022(令和4)年6月11日より施行する。

(2024年6月15日評議員会 議案第2号)

この規程は、2024(令和6)年6月16日より施行する。

この規程は、2025(令和7)年6月14日より施行する。

(2025年6月14日評議員会 議案第4号)

別表1(職員兼務役員の報酬総額)

| | |
|-------------------|-------------|
| 役職名 | 報酬等の上限額 |
| 理事長、業務執行理事、 理事 | 13,000,000円 |

別表2(非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

| | |
|---------------|--------|
| 評議員会への出席 | 7,500円 |
| 上記の他、法人のための出勤 | 7,500円 |

(2) 理事長

| | |
|---------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人のための出勤 | 10,000円 |

(3) 理事

| | |
|---------------|--------|
| 理事会等会議への出席 | 7,500円 |
| 上記の他、法人のための出勤 | 7,500円 |

(4) 監事

| | |
|---------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 7,500円 |
| 上記の他、法人のための出勤 | 7,500円 |

別表3(退職慰労金)

| 役職名 | 退職慰労金 | | |
|-----|----------|---------------|-----------|
| | 就任から5年未満 | 就任から5年以上15年未満 | 就任から15年以上 |
| 役員等 | 10,000円 | 30,000円 | 50,000円 |